

ジェンダー NOW! —両性の平等に関する委員会 連載—

第5回 DV 事件, 専門機関と力を合わせて

両性の平等に関する委員会副委員長 山崎 新 (62期)



1 はじめに

最近のドメスティック・バイオレンス (DV) がらみの業務妨害事件で、弁護士の間で「DV事件は危険」と受任を控えることにならないかと危惧している。DV事件は弁護士が受任することで加害者の接触を遮断でき、さらに様々な支援者と連携することで、被害者の生活再建を促し精神的ダメージから回復することも多い。

2 DV被害者への支援と女性相談員

DV被害者への支援の一般的流れとしては、配偶者暴力相談支援センター（以下、配暴センター）か警察への相談に始まり、いざ家を出るときは福祉事務所の女性相談員（婦人相談員）が一時保護を実行してシェルターに入る。多くは生活保護を受給してアパートを借りるなど生活の安定を図る。そして保護命令申立又は離婚調停のために弁護士のところに来ることが多いように思う。

女性相談員は、生活保護関連、子の学校、被害者の通院の支援なども含めて生活全般を支援することができる立場の人である。行政であることから型どおりの支援しかできない側面もあるが、それでも丁寧にフォローしてくれる方もいる。また、民間のDV被害者支援NPOも多く、被害者にとっては元当事者や経験豊富な支援者に相談することができるので親近感や安心感につながりやすい。特に精神的に不安定になっている被害者は調停や訴訟などが大変負担となるため、日常生活でフォローしてくれる女性相談員やNPOとの連携が必須であると思う。

弁護士の中には女性相談員が同行したり情報共有することを嫌がる人もいるらしいが、依頼者本人はむ

しろ連携を望んでいることが多く、同意は得やすい。本人も含め皆の利益となる。積極的に連絡を取り合ってもらいたい。

ちなみに、配暴センターか警察に相談に行くことは原則として保護命令申立の要件（DV防止法12条1項5号）であるし、被害者の安全確保や生活支援のためにもお勧めしたい。被害者が「警察には前に相談した」と言う場合も、生活安全課がDV相談として受理しているかどうか確認が必要である。本人により個人情報開示を請求すれば相談事実は開示されるので、後の手続きにも活かすことができる。

最近の警察は、多くのDV殺人事件を経て、DV相談も積極的に支援する。必要があれば毎日パトロールして巡回票を家のポストに入れてくれる。警察との密な連絡は、被害者の精神的な安心感に大きく寄与する。

3 DV被害の実情を伝えること

DV防止法の第三次改正が今年6月に成立した。施行されれば、デートDV（婚姻・内縁関係にない交際相手からのDV）でも、婚姻関係における共同生活に類する同居をしている者は保護命令申立ができるようになる。まだ不十分ではあるが、DV被害の現状が認識された成果と歓迎したい。

世間ではDVはまだ様々な誤解・曲解もあるように思うが、実情を知っている私たち弁護士はきちんとDV被害の実情を世間に伝えることが必要だ。東弁と日弁連の両性の平等に関する委員会ではこれまでもDVについて熱心に取り組んできた。東弁では今年もシンポジウムを企画中である。業務妨害対策で他の委員会と連携の動きもある。今後も情報提供するのでご注目いただきたい。